

# (公財)介護労働安定センターは特定公益増進法人です

～賛助会員会費は、以下により税控除や損金処理の対象としていただくことが可能です。～

## □ 寄附金税制

公益法人制度改革に伴い、寄附金税制について、次のように整備されています。

### (イ) 公益社団法人・公益財団法人に寄附をした個人・法人に対する優遇措置

公益社団法人・公益財団法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象となります（法37④、令77 三、所法78②三、所令217 三）。

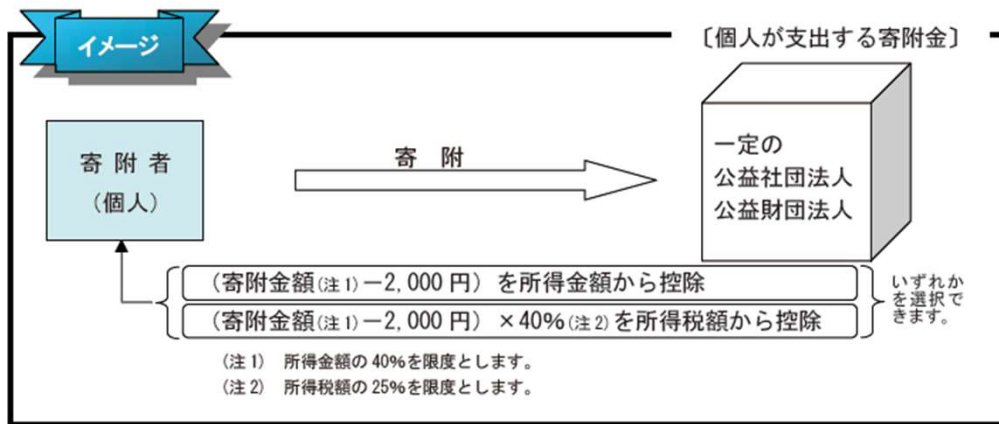
#### A 個人が支出する寄附金

##### (A) 寄附金控除（所得控除）

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000 円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります（所法78①）。

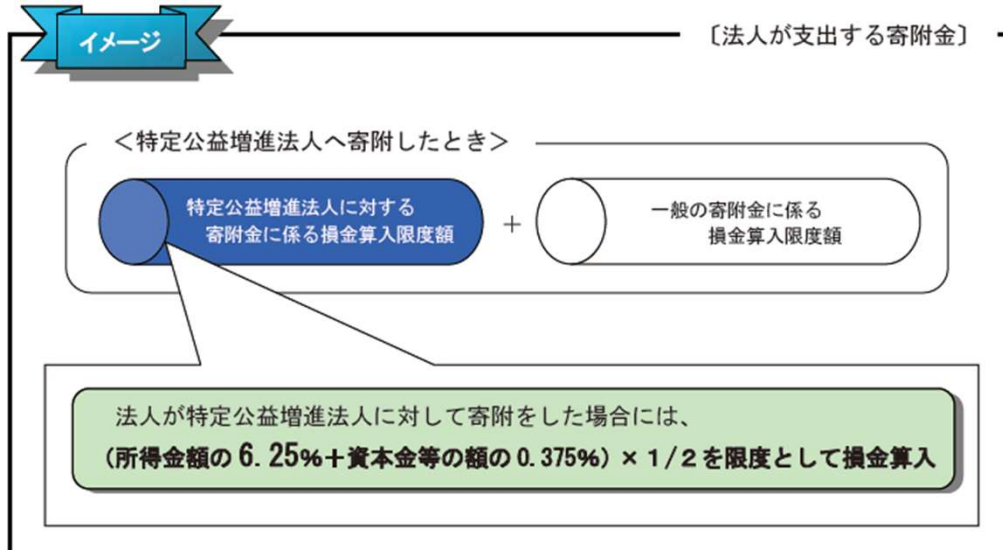
##### (B) 公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A)との選択により、それらの寄附金の額の合計額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000 円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります（措法41 の18 の3①）。



#### B 法人が支出する寄附金

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています（令77 の2）。



### (参考)

- ・ 特定公益増進法人とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令第217 条又は法人税法施行令第77条において列挙されている法人をいいます。
- ・ 個人又は法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除又は損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となります（法37⑨、規則24、所令262、所規47 の2③）。
- ・ 個人が、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」等を公益社団法人等から交付を受け、確定申告書へ添付する必要があります（措法41 の18 の3②、措規19 の10 の4⑩）。

※ 平成24年9月 国税庁「新たな公益法人関係税制の手引き」P8～P9より抜粋。